

# 告示

## 埼玉県選管告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、川口市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和六年七月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
川口市立北スポーツセンター	埼玉県川口市大字道合三百九十番地	川口市教育委員会	六百人